

平成25年6月25日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷雄二 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

監事 海野哲也



監事 東海直文



監事意見書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定等に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の平成24事業年度の業務について監査を実施した。同法第38条第2項の規定に基づく監事の意見は、以下のとおりである。

1. 監査の方法

理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ説明を聴取するとともに、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査した。これらを踏まえ、平成24事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について検討した。

また、会計監査人有限責任あずさ監査法人から、職務の執行状況及び監査結果について報告及び説明を聴取した。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書は、関係法令、業務方法書及びその他の諸規程等に従い、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、関係法令に従い業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

以上